

## 柏原市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市浄化槽設置整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、実施要綱第4条第2項の条件を満たすものをいう。
- (2) 浄化槽設置届出書 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条第1項に基づく設置の届出書をいう。
- (3) 建築確認通知書 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認通知書をいう。

### (補助金の交付)

第3条 柏原市下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、実施要綱第4条第1項に定める地域内で、浄化槽を設置しようとする者（実施要綱第4条第2項及び第3項の条件を満たすものに限る。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用とし、別表の人槽区分に対応するそれぞれの額を限度とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書（審査機関の確認済みのもの）の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽設計書の写し、認定書の写し及び構造図の写し
- (3) 申請者が改造又は建替えをする既存家屋に居住していることを示す住民票記載事項証明書又は前記の要件を満たすことを証する書類
- (4) 設置場所の付近見取図及び配置図（排水系統図）
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 申請者が住宅又は土地を借りている場合にあっては、その所有者の承諾書
- (7) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録管理票（C票）
- (8) 工事工程表

## (9) 誓約書（様式第2号）

### （交付決定の通知）

第6条 管理者は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を可とする決定をするときは、補助金交付内示額を示すとともに、これに必要な条件を附することができる。

2 管理者は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、その旨を浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）（以下「交付決定通知書」という。）により当該申請者に通知する。

3 申請者が、前項の補助金の交付を可とする通知のあった日から60日を経過しても補助対象となる浄化槽の設置工事（以下「対象工事」という。）に着手できないときは、管理者は当該交付決定を取り消すものとする。ただし、申請者の責めに帰さない事由等による場合は、この限りではない。

### （工事着手の届出と工事施工確認）

第7条 前条の規定により補助金の交付を可とする通知を受けた者（以下「対象者」という。）は、対象工事に着手しようとするときは、あらかじめ、浄化槽設置着手届（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、対象者が対象工事に着手したときは、その状況を施工の現場において確認するものとする。

### （交付申請内容の変更等）

第8条 対象者は、第5条の交付申請の内容を変更（対象者の変更を含む。）しようとするときは、浄化槽設置整備事業補助金交付変更承認申請書（様式第5号）（以下「変更承認申請書」という。）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。なお、第6条第1項の規定は、当該申請について準用する。

2 管理者は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、その旨を浄化槽設置整備事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）（以下「変更通知書」という。）により当該申請者に通知する。

### （工事完了の届出と検査）

第9条 対象者は、対象工事が完了したときは、7日以内に、その旨を浄化槽設置完了届（様式第7号）により管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の届出があったときは、その工事が第5条の交付申請書又は第8条の変更承認申請書の内容に適合するものであることについて、検査を実施するものとする。

3 前項の検査において、管理者が対象工事に不備があると認めるときは、対象者は、管理者が指定した期間内に当該不備の箇所を改善しなければならない。

(実績報告)

第10条 対象者は、前条に規定する検査合格後30日以内に、浄化槽設置整備事業実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添付して、管理者に報告しなければならない。

- (1) 設置費用支払額領収書の写し
- (2) 浄化槽設備士が実地に監督していることを示す写真
- (3) 浄化槽の基礎工事、据付工事、かさ上げの状況等を示す写真
- (4) 施工完了排水系統図(雨水系統を含む)
- (5) 浄化槽維持管理の契約書の写し及び法定検査の申込書の写し
- (6) 浄化槽施工状況報告書(様式第9号)

(交付額の確定)

第11条 管理者は、前条による報告があったときは、これを審査し、その内容が交付申請書及び交付決定通知書(第8条第1項の規定による変更を行った場合は、変更承認申請書及び変更通知書)の内容に適合すると認めるときは、交付額を確定し、浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(様式第10号)(以下「確定通知書」という。)により速やかに対象者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 対象者は、前条の確定通知書を受け取ったときは、7日以内に浄化槽設置整備事業補助金交付請求書(様式第11号)を管理者に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 管理者は、前条による補助金の交付請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、提出があった日から30日以内に補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第14条 管理者は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 交付決定通知書及び変更通知書に附した条件に違反したとき。
- (4) 浄化槽の設置を中止又は廃止したとき。
- (5) 実施要綱又はこの要綱の規定及びこれに基づく指示に違反したとき。

2 管理者は、前項の規定により取消しを決定したときは、浄化槽施設整備事業補助金交付取消通知書(様式第12号)により、その旨を通知する。

3 前項の通知を受けた者は、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、管理者が定めた期限内に、その返還をしなければならない。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年2月13日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年11月1日から適用する。

別表（第4条関係）

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円